

令和2年4月13日

豊橋市立小中学校保護者 各位

豊橋市教育委員会  
教育長 山西 正泰

臨時休業期間中における児童・生徒(中学校は特別支援学級のみ)の預かり  
期間の延長について(お知らせ)

このことについて、令和2年4月10日愛知県に緊急事態宣言が発令され、臨時休業期間が延長されたことを踏まえ、下記のとおり期間を延長して行いますのでお知らせします。

記

- 1 対象とする児童生徒 期間中に、ご家庭の事情等で子どもの預け先が確保できない  
小学校1年生～6年生の児童、及び中学校特別支援学級の生徒
- 2 学校での預かり日時 令和2年4月9日(木)～令和2年5月6日(水)の平日  
8時30分～16時00分  
※ 児童クラブ在籍児童(1年生を含む)は、15時に集団で児童クラブへ移動します。  
※ 16時にお迎えをお願いします。途中でお迎えに来られる場合は、一度職員室にお立ち寄りください。
- 3 保護者へのお願い
  - (1) 当日の朝、必ず検温を行ってください。37度以上の発熱、咳をしているなど風邪症状がある場合は、お預かりできません。自宅で静養させてください。
  - (2) 預かり時間中にできる自習の準備(ぬり絵、図書、ドリル類など自由です。)をしてきてください。学校では、学習用プリントは用意しません。
  - (3) 以下の物は必ず持たせてください。  
・弁当、水筒、上靴、マスク着用
  - (4) お子様の送迎は、保護者の責任でお願いします。朝の受け入れ時間は8時30分から9時までとし、時間は厳守でお願いします。なお、車での送迎は、他の児童生徒の安全や渋滞等を考え、できるだけご遠慮ください。
  - (5) 預かりを利用することに対する申し込みはありません。預かりを利用する当日、9時までに学校に送っていただいた児童生徒をその日の対象児童生徒とし、学校でお預かりします。
  - (6) 児童生徒の安全のため、昼食時に家庭に帰ることや、家庭で用事があるので途中で一人で帰らせる等、預かり中における児童生徒だけの出入りには応じられません。

〈お問い合わせ〉

豊橋市立福岡小学校(教頭) 0532-45-2328

豊橋市教育委員会学校教育課 0532-51-2826